

共謀罪のある日常

共謀罪成立のとき、私たちの生活は――。

構成 編集部
協力 Ⅱ 室田元美（フリーライター）
監修 Ⅱ 海渡双葉（弁護士）
イラスト Ⅱ おくらたかお

世界 SEKAI 2017.5

事例①

大学のサークルでチラシを作成。雑誌に載っていた写真やイラストをばらばらと計画しただけで共謀罪？

大学生のAさんは、所属している環境問題サークルに少しでも多くの新入生を勧誘したいと考え、他の部員たちと相談して魅力のある勧誘チラシをつくることにしました。

Aさんは持っていた雑誌の中から美しい自然の風景を見つけ、「こういう写真やイラストを切り抜きして、使ったらどうだろう」と部員に相談しました。する

と他の部員たちも「いい考えだね」と賛成し、それぞれ写真やイラストを探し始めました。

もっというんな雑誌も見てみようという話になり、Aさんはもうひとりの部員と近くの本屋に出かけることに。途中、ATMでお金も引き出し、本屋で雑誌を何冊か購入しました。

他の部員たちも、「ネット上にも使えるような画像があるかもしれない」とネット検索でいろいろ調べてみました。

ようやくチラシのアイデアが決まったのですが、部員の一人が、「これって著作権法違反になるから、まずいよ」と

テロとは縁遠い人にも 忍び寄る共謀罪の影

解説 Ⅱ 弁護士・海渡双葉

犯罪の計画段階で処罰をする「共謀罪」。政府は、今年三月二十二日、共謀罪の新設を盛り込んだ組織犯罪罰法改正案を閣議決定し、法案が今国会に提出されることになりました。

法案は、「組織的犯罪集団」が対象犯罪を「計画」し、実行に向けた「準備行為」があつたときに処罰するという内容です。政府は、法案の目的について「東京五輪のテロ対策」や「国際組織犯罪防止条約の批准のために必要」などと強調し、要件を絞り込んだとも言っています。

しかし、この条約はマフィア対策であつてテロ対策とは関係がなく、日本はすでにテロ関連の条約をすべて批准し、法整備も済んでいます。法案の対象犯罪には二七七もの犯罪が挙げられ、テロと無関係なものが多く含まれています。例えば、Aさんの事例にもあるように、誰も

言い出しました。そのため結局、写真やイラストを使用することは諦めることになりました。それなのに、なぜかAさんとサークル部員たちは後日、共謀罪の容疑者として取り調べを受けることになったのです。逮捕まではされませんが、サークルのメンバーが警察の取り調べを受けたという噂はすぐに広がり、新部員が集まらずサークルは解散になりました。



現在の政府の案では著作権侵害も対象犯罪となっており、中止した場合にも処罰の対象となる可能性があります。

がうっかりするとやっつけてしまいそうな著作権侵害も対象犯罪です。

共謀罪は、「計画」だけで犯罪になるので、後で、「やめよう」となっても、犯罪成立は覆せません。Aさんの事例のように、実際に著作権侵害が起こったかどうかを問わないのです。

また、「準備行為」という処罰要件が加わっていますが、資金や物品の取得、関係場所の下見など、その行為自体に危険性がある必要はないのが特徴です。例示列挙なので幅広く解釈可能で、ATM利用など日常的な行為も準備行為です。

おすすめ参考文献



- 共謀罪とは何か
- 海渡雄一、保坂展人
- ◇ 体裁 = A5判・並製・72頁
- ◇ 本体 480円 + 税
- ◇ 2006年10月5日発行

事例②

もしも基地建設反対の座り込みに行くために
航空券の手配・購入をしたら、
共謀罪によって逮捕されてしまうことも……

ママ友と一緒に参加した学習会で、平和問題に関心を持った、会社員のB子さん。

市民団体が呼びかけた基地建設に反対する集会に、初めて参加してみました。その集会では、X県にある基地建設予定地の手前の道路でみんなで座り込みをし、建設に抗議する意思を示そうという呼びかけがありました。

X県にはこれまで行ったことのないB子さんは、基地問題を直接自分の目で見て考えてみたいとの思いがあったので、X県をたずねるツアーの参加を決めて航空券を予約しました。

SNSで「初めてX県に行ってきた！座り込み、頑張ります！」と書

き込みをすると、何人もの友人から「私も参加したい!」「いいですね」とのりプライ(反応)も。

しかし出発の前日、B子さんの自宅に警察官が来て「威力業務妨害罪の共謀の容疑で逮捕する」と告げました。

ツアーに参加を予定していたメンバーだけではなく、会議に参加したメンバーも一網打尽で逮捕されてしまったのです。そのためB子さんは拘留されている間、会社を欠勤せざるを得なくなっていました。

SNSでB子さんの書き込みに対して「いいですね」などと反応した友人たちも、基地建設に特別の関心がなかったにもかかわらず、共謀しているのではない

市民団体も

ターゲットに

政府は、「組織的犯罪集団」が対象であり、一般人は対象にならないと言いつつ、正当な団体でも目的が一変した場合に処罰対象になるとも言います。捜査機関による「組織的犯罪集団」の解釈によって、胸先三寸で、摘発の対象が拡大する危険性が高いのです。

沖縄の米軍基地建設反対運動リーダーの山城博治さんが、ゲート前にプロロックを積み上げて工事車両の進入を妨害したとして、威力業務妨害罪で逮捕・起訴されました。同罪は広く解釈が可能で、弾圧目的で濫用される危険があります。法案の対象犯罪には、組織的な威力業務妨害罪も挙げられています。B子さんの事例のように、座り込みが対象とされる可能性も十分あります。

基地建設反対運動だけでなく、原発反対運動、マンション建設反対運動、労働

かと疑われ、それまでのSNS上での発言などを細かく調べられてしまいました。

この事件以来、「警察に逮捕されたB子さん」と聞われるのは危険」と周りの人が思うようになり、昔から親しくしていた友人たちも去っていきました。

その後起訴されたBさんは、会社からも解雇を告げられ、社会的にも孤立してしまいました。

！

実際に行動を起こした本人はもちろん、ネットワークを使ってそれに賛同したと見なされた人も、処罰される可能性があります。

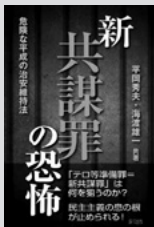


争議など、さまざまな抗議活動をする市民団体が、威力業務妨害等を目的とする「組織的犯罪集団」と解釈され得るのである。

しかも、共謀罪の恐ろしい点は、座り込みに参加予定の人だけでなく、座り込みの「計画」に関与したと評価できる人を全員、処罰対象にすることができるとにあります。

会議で提案した人、賛同した人（相槌や目配せでも可）、会議に同席して特に反対しなかった人、会議内容を後で聞いて賛同した人なども、処罰対象になり得るのです。まさに一網打尽です。

おすすめ参考文献



- 新共謀罪の恐怖
- 平岡秀夫、海渡雄一
- ◇体裁＝四六判・並製・288頁
- ◇本体1800円＋税
- ◇2017年3月15日発行

事例③

痴漢冤罪の現場に遭遇。

目撃したままを法廷で話そうとしただけなのに、
なぜか偽証罪の共謀を疑われて、逮捕されるこ
とも？

Cさんはいつもの通勤電車で痴漢を目撃。

ところが被害者女性は、誤って犯人の隣にいた大学教授のXさんの手をつかんで、鉄道警察に突きだしてしまい、X教授は現行犯逮捕されました。

Cさんは「犯人はその人じゃないですよ」と警察に話したのですが、まったく話を聞いてもらえません。急いでいたCさんもそれ以上は説明せずに会社へ向かいました。

X教授の刑事弁護人は、冤罪に取り組み市民団体とも協力して、Cさんと連絡を取り、Cさんに目撃したことを法廷で証言してほしいと頼みました。Cさんも「自分の証言が人助けになるなら」と承

諾しました。

しかし、X教授が犯人であるとの考えを崩さない警察は、Cさんを偽証の共謀罪で逮捕しました。

「X教授や彼の無実を信じて支援する会のメンバーたち、そして弁護団が、Cさんと共謀してX教授の罪を免れさせようとした」というのです。

Cさんは「私はX教授と以前に会ったこともありません。たまたま同じ車両の中に居合わせて目撃し、見たとおりのことを法廷で話そうとしただけです。なぜこんな目に遭うのですか」と抗議しました。

しかし耳を貸してもらえませんでした。Cさんは連日警察の取り調べが続いたた

委縮して、

真実は闇の中

法案の対象犯罪に、偽証罪も挙げられています。偽証とは、法廷で宣誓した証人が記憶と違うことを証言することです。

しかし、記憶と違うか否かは判断が難しいところです。一九七四年に起こった甲山事件^{かぎの山事件}では、被告人のアリバイを証言した同僚ら二名が、後に偽証罪で起訴されました。最終的には、被告人は無罪となり、偽証罪で起訴された証人二名も無罪が確定しましたが、「捜査機関が考える真実」と異なる証言をする者が、偽証罪の容疑で取り調べられるという事態は、現に起こり得るのです。

そして、Cさんの事例のように、支援者の会や弁護団と証人予定者Cさんが打ち合わせをしたという計画段階で、共謀罪だと言われかねません。取調べを受けるだけでも、心理的な圧力は大きく、萎縮し、証言を諦める人も出てくるおそれ

め恐怖を感じ、また家族に与える影響なども考えて、法廷での証言を断ることにしました。

その結果、最初はだれもが簡単に晴らせると思った冤罪事件だったにもかかわらず、結局X教授は罪を着せられてしまう結果に。

目撃者のCさんも、支援する会や弁護士も「組織的犯罪集団」にされてしまうという思ってもみなかった事態になってしまったのです。

！

捜査機関が考える真実を話さない場合、偽証罪の共謀で罪に問われる可能性があります。



があります。

おかしな点はまだあります。偽証罪には未遂（犯罪の実行をしたが、犯罪結果は生じなかった場合）の処罰規定がありません。証人が法廷で、記憶と違うことを言い掛けている場合、未遂よりずっと前の計画段階で犯罪になるのです。この逆転現象は他にも多々あり、組織的な監禁罪や建造物損壊罪なども、未遂処罰規定がないのに対象犯罪に挙がっています。

（かいど・ふたば）

おすすめ参考文献



- 監視スタディーズ
- デイヴィッド・ライアン／田島泰彦、小笠原みどり訳
- ◇体裁＝四六判・上製・カバー・376頁
- ◇本体 3400円＋税
- ◇2011年9月28日発行

共謀罪

のある日常

について

考えるべきこと

世界 SEKAI 2017.5

これはテロ対策のための法律——。

安倍晋三首相や金田勝年法務大臣は、「一般の方が対象となることはあり得ない」と強調する。

だが、「一般の方々」と「犯罪者」の仕分けをおこなうのは、共謀罪の成立によって巨大な権限を持つことになる警察にほかならない。

もしかすると私たちは、この法律によって、知らないところで潜在的な「犯罪者」にされる危険を抱えることにはならないか。

◆共謀罪が成立するまで

三月二一日、共謀罪を含む組織犯罪処罰法改正案が閣議決定した。

法案では、テロ組織などの組織的犯罪

集団が重大な犯罪を計画し、連帯した者が犯罪の準備行為を行なった場合などを念頭に置き、その全員を処罰対象とする。

だが共謀罪は、盗聴法、GPS捜査などで見られるように、ますます広がる警察の市民監視を、「捜査」の名のもとに合法化する。その強権的な性格が問題と

され、二〇〇三年から二〇〇九年にかけて過去三回にわたって国会で廃案となってきた経緯がある。

◆私たちの日常を侵食する共謀罪

ここで想定した事例①②③は、「一般の方々」の身に起きるかもしれない状況を描いたものである。

「共謀罪」関連年表

2000年11月	国連総会で国際組織犯罪防止条約を採択。
2002年 9月	森山真弓法相が「共謀罪」新設の検討を法制審に諮問（答申は翌03年2月）。
2003年 3月	政府が法案国会提出（1回目、衆院解散により廃案）。
2004年 2月	政府が法案を再提出（2回目、同じく廃案）。
同年10月	政府が法案提出（3回目、同じく廃案）。
2013年10月25日	特定秘密保護法を閣議決定。
2014年 7月 1日	安保法制を閣議決定。
2017年 3月21日	4回目の閣議決定。「テロ等準備罪」として。

「共謀罪」法案の対象犯罪の例

- ▽組織的な威力業務妨害▽組織的な詐欺▽組織的な恐喝▽組織的な建造物等損壊▽組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等
- ▽偽証▽傷害▽強盗▽窃盗▽昏酔強盗
- ▽電子計算機使用詐欺▽背任▽準詐欺
- ▽横領▽暴行等による船員職業紹介等
- ▽無資格競馬等▽無資格自転車競走等

政府が言う「一般の方々」が、「捜査機関に犯人もしくは容疑者とみなされなかった人」のことだとしたら、先の安倍首相や法務大臣の発言ほど無意味なトロージーがあるだろうか。

◆そして、共謀罪のある日常へ

私たちの日常を脅かすものは逮捕だけではない。ある日突然、捜査令状を持った警察官が自宅や事務所を訪れる家宅搜索は、一般市民を畏怖させるに十分だ。

現に辺野古基地移設の反対運動にかかわった沖縄県内外の複数の市民宅で、家宅搜索は行われている。そして搜索を受ける側は、あらゆるプライバシーを丸裸にされ、情報を差し出さなければならぬ。

市民がのびやかに発言し、活動することとが民主主義の風景だとするならば、「搜索を受けたら、逮捕されたりするかも」という不安による萎縮と自粛を生み出す権力は、言論の自由を侵し、その景観を否定する存在にもなりかねない。

逮捕する側の恣意的な判断基準によって、これからすべての人たちの生活は、

何の変哲もない日常から「共謀罪のある日常」へ確実に変質していく。そういえば、日常生活を思い返してみても、他にも心配は尽きない。

国会に提出される法案に反対しようと、SNSで拡散したりそれに同調したら、組織的威力業務妨害にあたるのか？ 国会前の抗議行動を「テロ」と言った国会議員もいた。

汚職の疑惑がある議員に対して、夜討ち朝駆けの取材活動を打ち合わせた新聞社は、組織的強要の共謀になってしまっただけか？

共謀罪の成立は、政府側から見れば自分たちの都合な情報や活動を取り締まる強力な武器を手にしたことを意味する。

市民活動の自由を大幅に制限しかねない状況の中、強大な捜査権限を認めてしまつてよいのだろうか。公権力は、それほど信頼に足る存在か。そのことが、いま、問われている。

(編集部 松崎一優)

「共謀罪」の主な論点・問題点

- ・複数人で犯罪を行なう「組織的犯罪集団」が対象。
- ・犯罪の合意によって共謀があったとされる。
- ・合意はSNSの“既読”や目くばせも含む可能性。
- ・現場下見や資金調達などの準備行為が処罰要件。
- ・実行に着手しなくても刑罰対象となる可能性。
- ・共謀の捜査・立証のために、警察による家宅搜索や盗聴・密告の奨励などが横行するおそれ。
- ・共謀罪を新設すべき根拠＝立法事実にとぼしい。

▽重要文化財の無許可輸出▽特許権等の侵害▽実用新案権等の侵害▽意匠権等の侵害▽商標権等の侵害▽偽りにより法人税を免れる行為等▽海底電線の損壊▽著作権等の侵害等▽国内希少野生動植物種の捕獲等▽偽りにより消費税を免れる行為等▽営業秘密侵害等▽不正競争等▽詐欺更生▽詐欺破産ほか